平成30年度予算見積調書

決定額

前年額

7, 081, 873

7, 447, 083

3, 507, 799

3, 687, 597

27, 256

27, 115

課室名: こども安全課 担当名: 養護担当

3, 546, 309

3, 732, 371

△365, 210

内線: 3331

(単位: 千円)

								PJ形・333	1	(単位:丁円)	
番号			会計	款	項	目	説明事業				
B223	入所施設児童保護措置	_,,		計	民生費	児童福 祉費	児童措置費	児童措置委託費			
事 業	昭和23年度~ 根 拠	児童福祉法第279	条、第45条及び賃	第50条(義務)	這	宣言項目		•			
期間	活 令 法 令			分野施策 010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実							
1 事業概要 児童相談所長が、児童を施設に入所措置、里親に委託措置、一時保護委託した場合、又はファミリーホームの実施者に委託した場合、及び義務教育修了児童等を自立援助ホームの実施者に委託した場合、それぞれ必要な事務費・入所児童の生活諸費等を支弁する。 (1)入所施設児童保護措置費 7,028,286千円(2)児童養護施設職員等の処遇改善推進事業 9,780千円(3)社会的養護自立支援事業 43,807千円			に委託 一ムの を自立 要な事 イ 事 ウ 事	 5 事業説明 (1) 入所施設児童保護措置費(国1/2) ア 事業内容							
2 事業主体及び負担区分 社会福祉法人等(国1/2・県1/2)			国の実	(2) 児童養護施設職員等の処遇改善推進事業 (国10/10) 国が児童養護施設等の処遇改善加算を創設し、合わせて都道府県の事業 (施設等への広報、審査事務、処遇改善の実施状況の把握、課題の分析等の検証) に対して国庫補助事業 (10/10・上限10,000千円) を行うこととした。これを活用し、施設職員の給与、組織、業務の実態把握、改善策の提示、処遇改善加算の効果を調査する。							
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費 (細目)児童福祉費 (細部)児童措置費 (積算内容)児童福祉施設扶助費 4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円			接が対対コー	(3) 社会的養護自立支援事業 国は平成29年度から施設等への入所措置者で18歳(措置延長の場合20歳)到達により措置解除された者のうち、支援が必要な者については、22歳に達する年度末まで自立のための支援を継続して行うための事業を開始した。 対象者が継続して施設等で生活できるように施設に住居費、生活費を支給する。また、自立のための計画を支援コーディネータ―が作成し、対象者へ自立に向けた支援を行うものである。							
				財 源 内 訳						 前年との	
	予算額	国庫支出金	分担金・負担金	諸収入					一般財源	対比	

509